

長野市芸術文化振興基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市民の文化芸術に関する活動の振興を図り、多くの市民が文化芸術に触れる機会の創出を支援するため、長野市芸術文化振興基金を活用した予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「文化芸術」とは、芸術、芸能、生活文化その他の文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に定める文化芸術をいう。

(交付対象)

第3 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

(1) 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する団体

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員の統制下にない団体

2 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、前項各号に掲げる要件に該当する団体が市内で行う文化芸術に係る事業とする。

3 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業については、対象事業としない。

(1) 政治、宗教、営利又はチャリティーを目的とする事業

(2) 文化芸術の振興又は普及以外に主眼が置かれた事業

(3) 暴力団の利益になる事業又は暴力団の活動に資することになる事業

(4) 学校（部活動を含む。）、学会、職能団体、カルチャースクール及び教室等が行う事業

(5) 行政機関（市を除く。）又はその他団体からの助成金等が対象事業費の2分の1を超える事業

(6) 市の他の助成等の交付又は交付決定を受けている事業

(7) その他市長が適当でないと認める事業

(対象経費)

第4 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成金の対象経費としない。

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

(2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼並びに賞品及び賞金等

(3) 飲食に要する経費

(4) 団体の事務所等を維持するために要する経費

(5) 参加者各自に帰属するものに要する経費

(6) 有料頒布するプログラム・図録等の作成に要する経費
(助成率等)

第5 助成金の助成率は、対象経費の2分の1以内とする。ただし、一の年度につき、一の団体当たり10万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(事業の募集)

第6 対象事業の実施に当たり助成金の交付を受けようとする団体は、市長が別に定めるところにより行う対象事業の募集に応募するものとする。
(助成の制限等)

第7 一の年度に助成金の交付の決定を受けた団体は、当該年度において重ねて助成金の交付の申請を行うことができない。

2 一の団体は、助成金の交付を受けようとする年度の前の年度において助成金の交付を受けた場合であっても、当該助成金の交付を受けようとする年度に助成金の交付の申請を行うことができる。ただし、当該団体は、助成金の交付を受けた年度が通算して3箇年度となった場合は、当該3箇年度目の年度の翌年度以降に助成金の交付の申請を行うことができない。

(助成金の交付申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市芸術文化振興基金助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 助成事業に係る実施計画
- (2) 助成事業に係る収支予算書
- (3) 団体の構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(シンボルマーク等の明示)

第9 助成金の交付決定を受けた団体が助成事業を実施するときは、ポスター、チラシ及びプログラム等の印刷物、ホームページ、看板等に長野市文化芸術文化振興基金助成金のシンボルマークを掲げ、長野市芸術文化振興基金助成事業である旨を明示しなければならない。

(助成事業の内容の変更等)

第10 規則第8条に規定する軽易な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成事業に係る実施計画に関して、助成事業の実施場所、実施期間、事業目的及び事業効果その他の助成事業の主要な内容の変更
- (2) 対象経費の20パーセント以上の変更(入札、見積又は請求による契約額の確定の場合における対象経費の減額の変更を除く。)
- (3) 助成金の額の変更

2 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき 長野市芸術文化振興基金助成事業変

更承認申請書（様式第2号）

(2) 助成事業を廃止しようとするとき 長野市芸術文化振興基金助成事業廃止承認申請書（様式第3号）

（実績報告）

第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市芸術文化振興基金助成事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げる書類等とする。

(1) 助成事業に係る収支決算書

(2) 助成事業に係る実施報告書

(3) 助成事業の実施状況が分かる写真、ビデオ及び資料等

(4) 助成事業に要した経費のうち、対象経費の支出を証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、助成事業の完了した日から起算して2月を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（助成金の交付請求書）

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市芸術文化振興基金助成金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第13 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、各1部とする。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年12月4日長野市告示第714号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度分の助成金から適用する。

附 則（平成29年12月28日長野市告示第586号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度分の助成金から適用する。

附 則（令和 年 月 日長野市告示第 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市芸術文化振興基金助成金交付要綱の規定は、令和4年度分の助成金から適用し、令和3年度分までの助成金については、なお従前の例による。

様式第1号（第8関係）

長野市芸術文化振興基金助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先（電話）

年度において長野市芸術文化振興基金助成事業を下記のとおり実施したので、助成金 円を交付してください。

記

- 1 助成事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業の完了予定年月日
- 5 関係書類
 - (1) 助成事業に係る実施計画書
 - (2) 助成事業に係る収支予算書
 - (3) 団体の構成員名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第10関係）

長野市芸術文化振興基金助成事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 （ 電 話 ）

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあった 年度長野市芸術文化振興基金助成事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式第3号（第10関係）

長野市芸術文化振興基金助成事業廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 （ 電 話 ）

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあった 年度長野市芸術文化振興基金助成事業の内容を下記のとおり廃止したいので、承認してください。

記

- 1 助成事業の廃止の理由
- 2 助成事業の遂行状況
- 3 助成事業の廃止年月日
- 4 その他

様式第4号（第11関係）

長野市芸術文化振興基金助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 （ 電 話 ）

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあった 年度長野市芸術文化振興基金助成事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の内容

2 関係書類

- (1) 助成事業に係る収支決算書
- (2) 助成事業に係る実施報告書
- (3) 事業の実施状況が分かる写真、ビデオ及び資料等
- (4) 助成事業に要した経費のうち、対象経費の支出を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第12関係）

長野市芸術文化振興基金助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
 団 体 名
 代 表 者 氏 名
 連 絡 先 （ 電 話 ）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった
 年度長野市芸術文化振興基金助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
 2 請求額 円
 3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協							支店 支所 出張所					
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										